

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本市では「障害者基本法」に基づき、平成21年度に「第1次山陽小野田市障がい者計画」を策定し、3年ごとに見直しを行ってきました。

この計画では、「就労・自立・参加の支援」、「主体性・選択性の尊重」、「地域での協働・支え合い」を基本方針とし、『障がいのある方が安心して自立できる環境づくり』を基本目標として各種施策を推進してきたところです。

国では、平成18年4月に、「障害者自立支援法」が施行され、障がい者制度が、支援費制度から新たなサービス体系へと再構築され、身体障がい、知的障がい、精神障がいの三障がいのサービスの一元化、応能負担から応益負担への転換などの新たな仕組みが導入されました。

また、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、障がい者の範囲に難病等が加わると共に、平成26年4月からは区分認定が「障害程度区分」から「障害支援区分」へ見直され、重度訪問介護の対象拡大、共同生活介護の共同生活援助への一元化等が実施されました。

また、平成28年4月からは「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が施行され、障がいがある人への「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」が求められています。

本市においても、障がいのある人もない人も互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会、つまり共生社会の実現に向けて障がい者が地域で自立した生活を送れるよう、引き続き取り組みを進めているところです。

本障がい者計画では、国の福祉施設の動向や山口県の計画を踏まえ、これまでの障がい者計画の見直しを図りつつ策定しました。

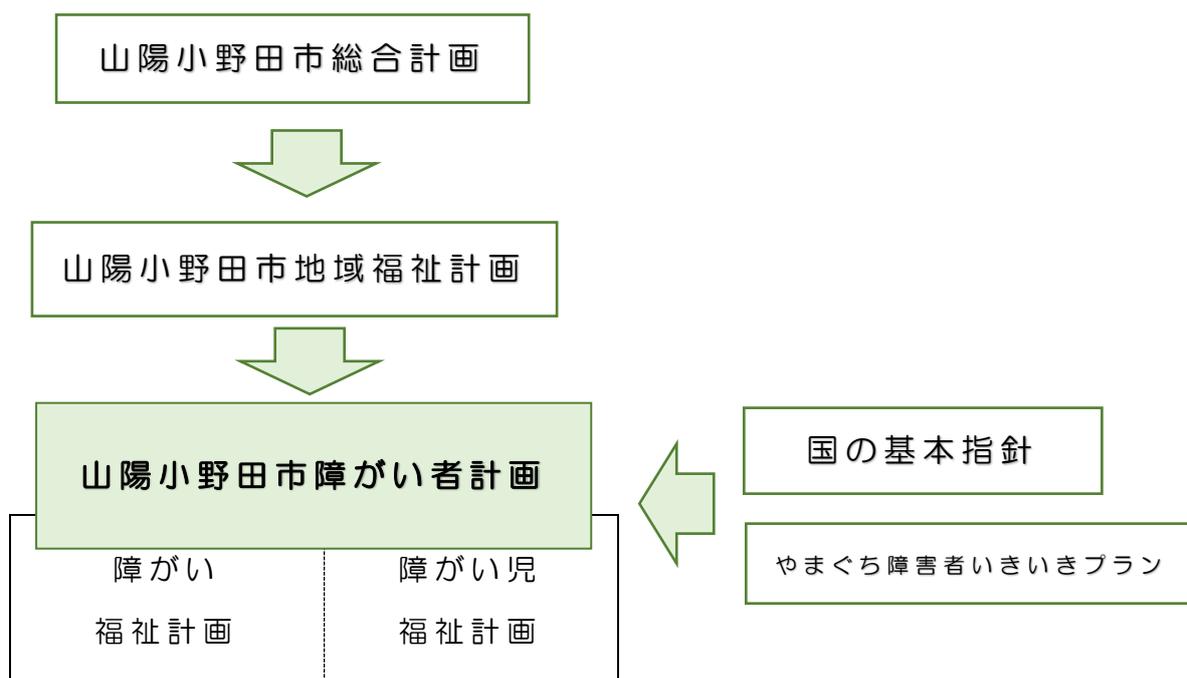
「山陽小野田市障がい者計画」は、障がい者施策を推進するための基本目標、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障がい者施策推進のための指針（基本計画）となるものです。

2 計画の位置づけ及び性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、山陽小野田市総合計画、山陽小野田市地域福祉計画を上位計画にもち、障がい者の総合的な福祉施策について目標を掲げることにより、計画の推進を図るものです。

また、「山陽小野田市障がい福祉計画」及び「山陽小野田市障がい児福祉計画」は、「山陽小野田市障がい者計画」を上位計画とし、基本方針を実現するための具体的な実施計画と位置づけられます。



(2) 計画の性格

	障がい者計画
根拠法	「障害者基本法」第 11 条第 3 項
性格	障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的とした中長期的な計画
今回計画期間	第 4 次計画：平成 30 年度～平成 35 年度（6 年間）

3 計画の期間

24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
第 2 次障がい者計画			第 3 次障がい者計画		
30 年度	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
第 4 次障がい者計画					

4 計画の策定体制

(1) アンケート調査及びヒアリングの実施

障がい者の地域移行や一般就労の促進などに向け、障がい者のニーズを把握するとともに、障がい福祉サービスなどの計画的な基盤整備を進めるためのアンケート調査を行い、計画策定の基礎資料としました。

また、障がい児の子ども・子育て支援等のニーズを把握するため、特別支援学級在籍児童・生徒の保護者及び障がい福祉サービスを利用している総合支援学校へ通学している児童・生徒へのアンケート調査を実施するとともに、発達障がい児の親の会でのヒアリングを実施し、計画策定の基礎資料としま

した。

(2) 「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」での検討

学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民等から参画を求め、幅広い見地から検討を行いました。

(3) 自立支援協議会からの意見聴取

本市では、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の規定に基づき自立支援協議会を設置しています。

本協議会は、「地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする」とされており、本計画策定にあたり意見聴取を行いました。

(4) 広く市民から意見を聴取するための取り組み

「障害者基本法」では、「国及び地方公共団体は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を講じるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない」とされており、パブリックコメント（意見公募）を実施しました。

5 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、家族・地域、事業所・企業等、それぞれの役割に応じて実施していくことが必要です。

(1) 家庭・地域の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的な生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識し、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

また、地域は子どもにとって健全な日常生活を営んでいく上で重要な場で

あり、子どもは地域との係わりの中で家庭では学ぶことのできない社会性を身につけ、より成長していきます。

そのため地域は、家庭環境、心身の障がいの有無等にかかわらず、すべての子どもが、地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう支援していくことが必要です。（※子ども・子育て支援計画から抜粋）

（２）サービス提供事業者、企業等の役割

事業者は、保健・福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がいのある方の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努めることが必要です。

また企業は、障がい者雇用を積極的に進めるとともに、障がいのある方に配慮した環境づくりに取り組むことが必要です。

（３）関係団体等との連携

障がい（児）者施策の充実かつ効果的な推進を図るためには、地域の実情を踏まえながら、幅広い関係者の協力を得ることが重要です。

このため、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、障がい福祉に係る団体の代表、市民の代表等からなる「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」において、計画の策定、効果的な推進方法等について広く意見を求めるとともに、地域における様々な関係団体との一層の連携の強化を図ります。

また、この計画を円滑に推進するために自立支援協議会と連携し、本市の障がい福祉に関する地域のニーズの把握に努めるとともに、地域の実情にあったきめ細かな施策を計画的に推進していきます。

（４）保健福祉圏域内の連携

障がい福祉に関するサービスの充実を図るとともに、障がい者のサービスを総合的に利用促進するために、保健福祉圏域内（宇部市・美祢市・山陽小野田市）における効果的・効率的なサービス基盤の整備に努めます。

(5) 行政各部署の連携

本市における障がい者施策の推進にあたっては、関係各部署の主体的な取り組みはもとより、緊密な連携体制を構築することが求められます。

このため、保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境等との関係部局間の連携を一層充実させ、全庁的な取り組みとして施策を実施します。

6 計画の点検及び評価

本計画における実効性を確保するためには、各年度において、その達成状況を点検し、結果に基づいて対策を実施することが必要です。

達成状況や点検に際しては、「障がい福祉サービス」等のサービスごとの利用量や利用者数の状況、サービスの質に対する利用者の満足度等について分析、評価を行います。

なお、この点検による課題等については、「山陽小野田市障害福祉計画検討委員会」等において、関係者からの意見を集約しながら PDCA サイクルに基づいて着実な推進を図ります。

